

IV 基本理念

「子どもたちの笑顔輝く教育のまちづくり」

令和2年度は、本町の開町100周年及び町制施行70年を迎えるにあたってこれから100年の未来をつくる記念の年です。

子どもたちは社会の希望であり、未来をつくる力です。

次代を担う子どもたち一人一人の人権を尊重し、健やかな育ちを地域で支えていくとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに総力を挙げて取り組んでいきます。

また、子どもたちが学校・家庭・地域でいきいきと活動し、一人一人の可能性を伸ばし、夢と希望が持てるような「子どもたちの笑顔輝く教育のまちづくり」を目指します。

V 基本目標 Ⅰ

学校教育 「自ら学び、考え、行動する力を育てる」

次代を担う子どもたちが、生きる力を身に付け自らの未来を切り拓いていくよう、学校・家庭・地域が連携し、学ぶ意欲と基礎・基本の定着、豊かな心と健やかな体の育成、地域と連携した教育活動を推進していきます。また、様々な体験や地域での活動を通して、ふるさとを知り、ふるさとに愛着を持ち、地域を支える人材を育てるための「ふるさと教育」の充実を図るなど学校教育の推進に努めます。

基本方針

(1) 切れ目のない「学びの連続」、「支援の継続」の推進

本町は、乳幼児期から義務教育まで、一貫した子育て支援や教育ができる環境にあり

ます。

子どもたち一人一人に対し、きめ細かな切れ目のない「学びの連続」と「支援の継続」を図り、自らの未来を切り拓いていくための資質や能力を身に付けていくことを目指します。

■施策の柱① 幼小中が連携し、一貫した学びの教育環境づくり

○幼児教育から義務教育まで一貫した教育環境や特性を生かし、幼小中がさらに連携を図り、子どもたち個々の能力、個性を伸ばしていく教育活動の推進を図ります。

■施策の柱② 支援が必要な子どもに対する切れ目のない支援

○特別な支援が必要な子どもに対し、切れ目のない支援の継続と医療、福祉との連携を図り、自立と社会参加に向けて一人一人の可能性を最大限に伸ばしていくことのできる教育環境の充実に努めます。

■施策の柱③ 学ぶ意欲の向上と基礎・基本の定着

○子どもたちの学びの意欲を高め、基礎的・基本的な知識及び技能を習得できるよう、一人一人に応じたきめ細かな指導を充実させ、主体的に学習に取り組む姿勢の育成を図ります。

■施策の柱④ 基本的生活習慣、学習習慣の確立

○望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けるため、学校・家庭・地域が連携・協働し、家庭や地域の教育力向上に努めます。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちが、これから社会を創造的に考えていく力を身に付けていくために、豊かな心と人間性を育み、心身ともに健やかに成長できるよう、地域での交流や文化・芸術などの多様な体験活動を行うとともに、家庭や地域・学校と連携した「心の教育」や「健康教育」の充実を図ります。

■施策の柱① 豊かな人間性の育成

○子どもたちの思いやりの心や感動する心など、豊かな心と人間性を育むための道徳教育や読書活動の充実を図ります。また、多様な体験活動等を通し、自分の価値観を認識しつつ、他者と協働することを学ぶことのできる教育活動の充実に努めます。

■施策の柱② 健やかな体の育成

○子どもたちの健康の保持や自らスポーツに親しむことができるよう、学校・家庭・地域が一体となり運動機会の提供と充実を図ります。また、地元食材などを活用し、食に関する知識と望ましい食習慣を身につけるための食育活動や健康教育の推進を図ります。

(3)地域との連携と教育環境の充実

子どもたちが健やかに成長し、ふるさとを知り、ふるさとに愛着を持ち、地域を支える人材作りのために、コミュニティ・スクールでの活動を通して学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの成長を支えていくとともに、安全教育の推進や学びのための教育環境の充実に努めます。

また、本町唯一の訓子府高等学校の振興、存続について、引き続き地域をあげて支援を行い、訓子府高等学校の特色ある学校づくりを推進します。

■施策の柱① 地域と一体となった教育活動の推進

○学校や家庭、地域が一体となり、地域資源や人材を活用しながら、コミュニティ・スクール活動の充実を図り、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える教育活動を推進していきます。また、学校と保護者、地域が連携し、地域を支える人材づくりのための「ふるさと教育」の充実を図ります。

■施策の柱② 安心・安全のための体制づくり

○子どもたちが、犯罪や事故、自然災害などから身を守ることができるよう、必要な知識と技能を身に付けるための安全教育の充実に努めています。また、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの安全確保のための体制づくりを進めます。

■施策の柱③ 学びのための教育環境の充実

○学校施設や設備等の教育環境の整備を図るとともに、教員の資質向上のための研修の充実とあわせ、子どもたちと向き合う時間を確保するための環境の充実を図ります。また、学びのためのセーフティーネットとしての就学援助制度などの経済的支援を継続するとともに、教育相談機能の充実に努めます。

■施策の柱④ 地元高校の存続と高校教育の振興

○本町唯一の訓子府高等学校の振興と存続のため、生徒や保護者などの高校に対する教育ニーズの実現に努めていくとともに、地域との協働活動や交流、こども園や小中学校との連携を図り、訓子府高等学校の特色ある学校づくりを支援し、高校の魅力を高める取り組みを推進します。

また、就学の機会均等を図るため、奨学金制度や通学費支援などにより、誰もが高校教育を等しく受けられる環境の充実に努めます。

V 基本目標 II

社会教育 「すこやかな心と体で『ちょっといいね！』の地域づくり」

学習や文化・芸術・スポーツ活動、ボランティア活動、地域活動などにおいて、学びを通じて人と人、人と地域、団体と団体、地域と地域がつながり、絆を深めることにより、「すこやかな心と体で『ちょっといいね！』の地域づくり」のための社会教育の推進に努めます。

基本方針

(1) 人生100年時代を見据えた社会教育の推進

人生100年時代を迎える中、生涯にわたりあらゆる機会、あらゆる場所において、仲間づくりや社会参加により相互に学習し、一人一人が充実した生活をおくることができ、地域がより豊かになることを目指します。

ここでは、生涯を「幼少年期」「青年期」「成人期」「高齢期」の4期に分けた上で、社会体育、公民館、歴史館、図書館の4領域のネットワーク化により、社会教育の推進を図ります。

■施策の柱① 幼少年期における体験活動の推進

○幼少年期は「自分準備」の時期と捉え、多くの体験活動とともに、様々な人と出会い、自分の中にたくさんの経験を溜めこんでいく期です。そのため、多様な体験プログラムや芸術、スポーツ、読書などに親しむことのできる活動を推進していきます。

■施策の柱② 青年期における自己発見学習の推進

○青年期は「自己発見」の時期と捉え、幼少年期で得た多くの経験をもとに、自分自身でやりたいことや仲間を発見していく期です。そのため、社会教育施設を活用した主体的な青年活動や芸術・スポーツ・読書活動などをきっかけとして、まちづくりへつながるような学習活動を推進していきます。

■施策の柱③ 成人期における主体的学習・活動への支援

○成人期は「自己発展」の時期と捉え、これまでの学びや体験・経験を生かして仲間とともに主体的に活動を行っていく期です。そのため、図書館活動をはじめ、様々な分野での情報や資料提供を行い、趣味や学習、地域活動へと広がるように関係機関・団体と連携を図りながら、主体的、継続的に活動することができるよう支援していきます。

■施策の柱④ 高齢期における生きがいと次世代伝承への支援

○高齢期は「自分活用」の時期と捉え、今までに得た知恵と技を次世代に伝えながらも、自分たちの力を發揮し、活躍の場を広げていく期です。そのため、高齢者の経験や知識を生かす機会、知恵や技術を次世代へ伝える機会の提供を図り、健康で生きがいが持てる活動を支援していきます。

(2)地域の学び舎としての社会教育施設の整備

住民の学習や多様な活動の拠点としての社会教育施設の環境整備を図り、人と人、人と資料(図書館や歴史館等の資料)、団体と団体が、学習・文化・スポーツ活動による出会いや交流を重ねることにより、地域の絆が深まることを目指します。

■施策の柱① 体～スポーツセンターの活用と社会体育施設の整備

○町民ニーズが高い「スポーツ」や「健康づくり」への支援ため、各種事業の展開や指導者の養成、関係機関・団体との連携により社会体育活動の推進を図ります。また、本町の各社会体育施設の特徴を生かした社会体育活動の推進と利用者ニーズに配慮した施設整備を図ります。

■施策の柱② 心～芸術・文化の振興と公民館の整備

○誰もが気軽に利用でき交流できる場、学びや創造ができる場、さらには、芸術・文化に触れる場として、公民館機能の充実と利用者ニーズに応じた環境づくりを図ります。

■施策の柱③ 知恵～歴史館・文化財の活用と伝承

○町の歴史と貴重な文化財を後世に伝えていくために、郷土学習や様々な世代が気軽に利用し交流できる場として、各種事業の展開や資料の活用、情報の発信に努めます。

■施策の柱④ 知識～図書館の整備

○すべての町民が、生涯にわたり、いつでもどこでも読書に親しみ、知の発見を通じて

本と人、人と人がつながる場を目指し、読書環境や機会の拡充とともに、様々なニーズに対応した図書館サービスが提供できる施設運営と環境づくりに努めます。

(3)地域における持続可能な社会教育の仕組みづくり

住民の学習や交流活動を推進していく中で、様々な生活課題や地域課題、現代的課題などを解決し、将来にわたって発展し続けるまちづくりを目指すための社会教育の仕組みづくりを図ります。

■施策の柱① 社会教育団体・サークルの育成と交流

○社会教育関係団体の活性化を図るため、サークルや団体への支援と団体間の交流の充実に努めます。

■施策の柱② 様々な連携による社会教育とまちづくり

○学習・文化・スポーツ活動を通じてより豊かなまちづくりを推進するため、住民の学習や活動を支援し、人や団体・関係機関とのネットワーク化を図ります。

■施策の柱③ 社会教育専門職員・指導者の配置と住民参加システム

○社会教育施設の運営の充実を図るため、専門職員や外部指導者等の配置を行い、住民の研修機会の充実を図るとともに、町民のニーズが施設運営に反映できる仕組みづくりに努めます。

■施策の柱④ 町民の自主的で自由な学びの保障

○住民が自主的に行う、あらゆる学習・文化・スポーツ活動を支援し、だれもが、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができる環境整備を図ります。

基本目標 III

子育て支援・幼児教育 「安心して子どもを産み 育てることのできる教育環境を創る」

誰もが安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりのため、地域全体で子どもや子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境を整備するとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、あわせて保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができる環境の充実のため、子育て支援、幼児教育の推進に努めます。

基本方針

(1) 地域における子育て支援の充実

子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるため、子育てに関する情報提供をはじめ、親子同士の交流や気軽に相談できる環境の充実を図るとともに、児童施設等や地域での様々な活動を通し、地域全体で子どもを育む環境づくりに努めます。

■施策の柱① 地域における子育て支援サービスの充実

○子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく子育てができるよう、子育て支援センターをはじめ子育て施設等と連携を図り、育児不安や悩みについての相談や子育てに関する情報提供を行うなど、きめ細やかな子育て支援サービスの提供を図ります。

■施策の柱② 家庭や地域の教育力の向上

○身近な地域で安心して子育てができるよう、保健・福祉・教育などの関係機関が連携し、学習機会の提供や教育相談などの充実を図り、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

■施策の柱③ 子どもの安全確保と健全育成

○子どもたちの危険を未然に防止するため、関係機関や地域と協力しながら子どもた

ちを守り育てる地域づくりに努めます。また、子どもの居場所づくりとして、児童センターや放課後子ども教室において、多様な遊び場の提供や体験活動などの充実を図り、子どもたちの健全な育ちを支えていきます。

■施策の柱④ 子育てと仕事を両立できる環境づくりの推進

○仕事と子育ての両立を支援するため、多様な子育てニーズに応える保育サービスの充実を図るとともに、保護者が子育てしやすい職場環境のため、事業所などに向けた啓発活動に努めます。

(2)妊娠・出産期から切れ目のない支援の充実

子どもの健やかな育ちのために、妊娠・出産期から子育て期において、安心して子どもを産み育てができるよう、出産や子どもの成長に合わせて関係機関が総合的に支援する体制づくりを進めます。また、気軽に相談できる体制を整備するなど、支援が途切れることなく誰もが安心して子育てできる環境の充実を図ります。

■施策の柱① 妊娠～出産期の支援

○安心して出産を迎えるよう、妊娠中の過ごし方や出産・育児について学ぶ機会の提供や、産後の身体的・心理的な面で支援を要する母子に対しての産後ケアを実施するなど、妊娠から出産期のきめ細やかな支援の充実に努めます。

■施策の柱② 新生児期～乳幼児期の支援

○新生児期から乳幼児期においては、乳幼児訪問や健康診査・健康相談などにより、育児不安や発達状況を把握・対応しながら、安心して育児が行えるよう切れ目のない支援体制の充実に努めます。

■施策の柱③ 子育て支援ネットワークづくりの推進

○関係機関などと連携を強化し、妊産婦及び乳幼児の子育て世代への包括的な支援を行うための「子育て世代包括支援センター」を設置し、地域の特性に応じた切れ

目のない支援体制の充実を図ります。

(3)子どもたちの健やかな成長にとっての良質な教育・保育の提供

幼児期の教育・保育は人格形成の基礎を担う重要なものであり、集団生活を通じて生活習慣や自主性、社会性を身につけるなど、一人一人の発達に応じた質の高い幼児教育・保育の提供に努めます。また、幼児期の子どもたちが義務教育へ円滑に接続できるよう、認定こども園と各学校との連携強化を図ります。

■施策の柱① 質の高い幼児教育・保育サービスの提供

○幼保連携型認定こども園の特性を生かし、0歳から5歳までの一貫した教育・保育の開拓や異年齢の交流により、子どもたちの健やかな発達と成長を促すための質の高い幼児教育・保育の提供を図ります。

■施策の柱② 幼児教育と就学期教育の連携

○幼児期から義務教育への円滑な接続を図るため、認定こども園と各学校とが相互に連携を深め、一人一人に応じたきめ細やかな就学指導に努めます。

■施策の柱③ 食育の推進

○子どもの心身の健やかな成長のために、食の体験活動や給食における地産地消を進めとともに、関係機関と連携した食育活動を推進していきます。

(4)すべての子どもの育ちを支える環境整備

すべての子どもの健やかな育ちのため、配慮や支援が必要な子どもや家庭に対し、一人一人の個性と能力に応じたきめ細やかな支援体制の充実を図ります。また、子育てや教育に係る経済的負担の軽減を図り、すべての子どもの育ちを支える環境整備に努めます。

■施策の柱① 子どもの発達支援事業等の充実

○発達に関し支援が必要な子どものために関係機関が連携し、早期発見・療育に努め、子どもたち個々の発達や特性を大切にした、きめ細やかな支援体制の充実を図ります。

■施策の柱② 子育て家庭への経済的支援

○子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、社会情勢や子育てニーズに応じた支援の充実に努めます。